

資料 2

●日本の展望 2020 検討委員会運営要綱

〔平成 30 年 10 月 25 日〕  
日本学術会議第 271 回幹事会決定

(設置)

第 1 日本の展望 2020 検討委員会 (以下「委員会」という。) は、日本学術  
会議会則第 25 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、各学術分野の発展のあり方、及びそれを踏まえた地球的課題に  
応える研究のあり方など我が国の学術の長期展望に関する事項について審議  
する。

(組織)

第 3 委員会は、幹事会構成員及び 6 名程度の会員又は連携会員をもって組織  
する。

(設置期限)

第 4 委員会は、平成 32 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局企画課及び参  
事官 (審議第二担当) において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必  
要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。